



令和6年11月22日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人事課	人事管理対策監	寺島	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533
建設政策課	課長	戸田	内線 4510 直通 058-272-8618 FAX 058-278-2718

本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和6年11月22日付けで下記のとおり行いました。

記

偽造有価証券行使等事案

・被処分者

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
砂防課	課長級	50歳・男性	停職 4月

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

- ・処分事由 令和5年6月から7月にかけて、県庁舎2階の食堂で販売されている食券を自宅のコピー機を用いて偽造し、当該食堂において、真正な食券と偽り数回使用した。
また、令和6年2月にも同様の方法で食券を偽造し、同月5日、当該食堂において1回使用した。